

# 化学物質のリスクアセスメントが義務化されました

## リスクの見積りに ガス検知器をご活用ください



平成 28 年 6 月 1 日に労働安全衛生法が改正され、一定の危険有害性のある化学物質について、リスクアセスメントが義務づけられました。業種や事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行う全ての事業場が対象です。実施義務の対象物質は、安全データシート (SDS) の交付義務の対象となる 673 物質です。化学物質は取り扱いを間違えると、人体や環境を脅かす有害な物質として作用することがあります。化学物質による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を、ガス検知器で濃度を測定してリスクを見積もり、リスクの低減対策を検討しましょう。





